

平成 26 年度 石狩市教育委員会会議（4 月定例会）会議録

平成 26 年 4 月 24 日（木）

開 会 13 時 30 分

第 2 委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
委員長 徳 田 昌 生	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
教育長 鎌 田 英 暢	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	百 井 宏 己
生涯学習部次長	武 田 淳
総務企画課長	蛭 谷 学 俊
学校教育課長	安 崎 克 仁
社会教育課長	東 信 也
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	熊 谷 隆 介
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
教育支援センター長	西 田 正 人
特別支援教育担当課長	森 朋 代
学校給食センター長	成 田 和 幸
市民図書館副館長	板 谷 英 郁
生涯学習部参事	千 葉 則 理
総務企画課主幹	東 薫
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市奨学審議委員会委員の委嘱について

議案第 2 号 石狩市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 3 号 石狩市民図書館協議会委員の委嘱について

議案第 4 号 教職員の処分の内申について

承認第 1 号 小学校用教科用図書の共同採択の承認について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

①平成 26 年度 石狩市教育委員会の点検・評価の実施について

日程第 5 その他

① 南線小学校体育館での事故について

② 花川中学校の窓ガラス破損について

③ 花川南小学校の大規模改修について

④ 市民図書館におけるタブレット型端末の館内貸出サービスについて

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(徳田委員長) ただいまから、平成 26 年度教育委員会会議 4 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(徳田委員長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

(徳田委員長) 日程第 2 議案審議を議題とします。

議案第 1 号から議案第 4 号の審議を非公開とする件について

(徳田委員長) 議案第 1 号「石狩市奨学審議委員会委員の委嘱について」、議案第 2 号「石狩市文化財保護審議会委員の委嘱について」、及び議案第 3 号「石狩市民図書館協議会委員の委嘱について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 2 号に該当し、議案第 4 号「教職員の処分の内申について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

承認第 1 号「小学校教科用図書の共同採択の承認について」

(徳田委員長) 承認第 1 号「小学校教科用図書の共同採択の承認について」提案願います。

(鎌田教育長) 承認第 1 号「小学校教科用図書の共同採択の承認について」ですが、平成 27 年度から使用いたします小学校用の教科書につきましては、教科書無償措置法に基づいて、管内の市町村教育委員会が採択する教科用図書を共同採択いたします。具体的には、採択教育委員会の協議会を開設して審議するということになっております。本件は、本教育委員会として、共同採択を承認するという趣旨であります。詳細については、担当から説明いたします。

(安崎課長) 承認第 1 号 小学校用教科用図書の共同採択の承認について、説明申し上げます。

新しい教科書が子どもたちの手に渡るまでのサイクルは、4 年を 1 サイクルとして行われており、1 年目に発行者の編集作業、2 年目に文部科学省の検定、3 年目に各教育委員会による採択、4 年目に使用開始となります。

平成 26 年度は、小学校で平成 27 年度から使用する教科用図書採択の年度となっております。

採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第

12条の規定により「市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域」を採択地区として、北海道教育委員会が道内を24の地域に分けて設定しています。石狩市は、石狩振興局管内の市町村で構成されている第1地区教科用図書採択地区となっており、採択地区を構成する7市町村により協議会を設置しております。

この事案は、平成27年度から使用する小学校用教科用図書の共同採択を行うにあたり、教育委員会の承認を得るものであります。

今後、協議会においては、調査研究委員会を設置し、種目ごとに専門的な調査研究を行わせることとなりますが、調査研究委員会の委員は、各教育委員会が推薦した学校関係者、学識経験者、保護者で構成されることとなっております。調査研究の結果を協議会に報告し、協議会は報告された意見を参考に、使用する教科用図書を種目ごとに1種類ずつ決定いたします。

また、各市町村においては、教科書展示会を実施し、広く市民に意見を求め、その意見を協議会に報告することとなります。

最終的に8月31日までに決定することとなっておりますので、協議会の決定を受け、8月開催の教育委員会会議において採択教科書について、議決をいただく流れとなります。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

（徳田委員長）ただいま、提案説明のありました承認第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

質疑応答

（松尾委員）質問というより意見になるのですが、皆さまご承知のように、今回竹富町で教科書採択に関する動きがありました。法律が変わって、市町村単位での採択もできるように幅が少し広がったのだと思いますが、今回の決定もさることながら、幅が広がったことを受けて、今後、どういう方式にするのかという理由も含めて、これまで以上に深く考えていかなければならないと思います。

ただ、市町村で単独で採択するという点に関しては、報道にもあるように、例えば、審査する能力が一市町村でどの程度保てるかということ、あるいは先生方の人事異動の実態等もありますので、難しい部分もあろうかと思いますが、今後、そういったことを我々委員会としてもしっかりと考えていかなければならないと思います。

（徳田委員長）只今の意見に関しまして、事務局から何かご説明等ありますか。

（安崎課長）本市の所属する第1地区は、石狩振興局管内となっておりますが、これまでも継続して地区協議会において、1種目ずつ教科用図書を決定してきております。また、教職員の人事異動の流れも基本的には石狩管内ということで、同一の地区となっております。こうしたことから、法が変わっても、教科用図書

の決定につきましては、今後も同じような形で推移していくのではないかと考えております。以上です。

（徳田委員長）只今の松尾委員からのご意見は、一種の意見交換的なことも必要ではないか、あるいは教育委員会の中で多少議論があっても良いのではないかというお話かと思うのですが、そのように受け止めてよろしいでしょうか。

（松尾委員）冒頭でも申し上げたとおり、決定する方式に幅が生まれた訳ですから、どの方法を選択するにしても、これまで以上に理由付けをしっかりと整理した上で決めていく必要があると思います。

作業の中で見直した方が良いという部分があるのであれば、そこも検討材料になるのではないかと思います。

まずは、石狩市教育委員会としての採択の方向性に対して、きちんと我々も説明ができるように整理していくべきではないかという問題意識について申し上げました。

（徳田委員長）例えば、我々委員が集まる勉強会のような場で、今までの背景などを説明いただき、意見交換を行いながら、採択方法の選択について、委員会としての考えを整理するというような方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

（松尾委員）そうしたことは随時必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

（徳田委員長）それでは、その場で意見交換をしながら、別の方式を考えるようなことになれば、教育委員会議の中でご議論いただくというようなことでよろしいでしょうか。

（百井部長）只今のご意見を受けまして、事務局といたしましては、直接的な採択方法の検討の前に、まず、全国的な状況などについて情報を収集して、必要な時に委員の皆さまが学習の機会を設けることができるよう環境を準備したいと考えます。

また、管内レベルでは教育長が様々な情報を得てまいりますので、そうしたものも適宜お知らせしたいと考えております。

（徳田委員長）承知しました。他にご意見などございますか。

（門馬委員）教科用図書そのものではないのですが、石狩市では産業や歴史に関する副読本を作成していますが、編集から各学校で使用されるまでの流れについてご説明ください。

（安崎課長）副読本は、小学校の3・4年生を対象に作成しておりますが、これにつきましては、石狩教育振興会の中の副読本作成委員会という専門部会において、市内の先生方が編集作業を手掛けております。

（徳田委員長）私から2点ほど伺いますが、まず1点目は、先程の説明で「種目ごとに」という表現をされていましたが「教科」とは違うものなのではないでしょうか。

先程ご質問のあった副読本等もあるので「種目」という表現を使用されたのでしょうか。

2点目は、ご説明のあった調査研究委員会、それから、第1地区の教科用図書採択教育委員会協議会について、それぞれ構成と人数など、公表して差し支えなければ教えていただきたいと思います。

(安崎課長) 1点目の「種目」につきましては、委員長がおっしゃられたとおり、国語や算数といった「教科」のこととございます。また、副読本につきましては、教科には入らず、それぞれの市町村で独自に作成しているものであります。

2点目の調査研究委員会につきましては、57人の委員で構成され、それぞれの小委員会において教科ごとの調査・研究を行うこととなっております。

(鎌田教育長) 若干補足いたしますが、調査研究委員会につきましては、まず学校関係者、これは校長、教頭を含めた管理職と一般教諭の中から選ばれ、それ以外は、学識経験者と保護者からそれぞれ選ばれることとなっております。

このメンバーにつきましては、7市町村の中からそれぞれまんべんなく選ばれることとなっております。人口規模によって人数に若干の差はありますが、それぞれの市町村から選ばれることとなっております。

(徳田委員長) ありがとうございます。他にご質問はございませんでしょうか。質疑等がないようですので、承認第1号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、承認第1号については、原案どおり承認しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第2 議案審議を終了いたします。

日程第3 教育長報告

(徳田委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。教育長から報告をお願いします。

(鎌田教育長) 先月の定例教育委員会以降の参加行事等について、主なものを報告いたします。

3月27日 管内小中学校退職校長等辞令交付式・他管内転出者激励式
 ・退職校長 3名、採用校長 4名、昇任教頭 2名
 他管内転出 9名
 3月31日 学校職員退職辞令交付式
 ・一般教職員 13名
 4月 1日 DVD「石狩湾新港の現在(いま)」寄贈
 ・(株)えりすいしかりネットテレビより 22組(3巻セット)
 ・市内全小中学校(21校)に配布
 4月 2日 学校職員辞令交付式
 ・校長 9名、教頭 6名、主幹教諭1名、新規採用等 5名
 石狩市教育推進会議
 4月 6日 市内小学校及び中学校入学式
 4月 9日 平成26年度石狩管内市町村教育委員会教育長会議
 管内小中学校校長会総会
 4月16日 第1回第1地区教科用図書採択教育委員会協議会
 4月17日 管内小中学校教頭会総会
 4月18日 紙芝居などを編集したCDの寄贈
 ・ひびけ「こだま」会より
 石狩市教育振興会専門部会第1次研究協議会総会
 4月23日 石狩管内教育委員会協議会総会
 (補足)
 4月22日 全国学力学習状況調査の実施
 以上です。

(徳田委員長) ただいま、教育長から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

なし

(徳田委員長) 質問等がないようですので、教育長報告を了解ということでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、教育長報告を了解しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 報告事項

(徳田委員長) 日程第4 報告事項を議題とします。

① 平成26年度 石狩市教育委員会の点検・評価の実施について

(徳田委員長) 報告事項①平成26年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について、事務局から説明をお願いします。

(蛭谷課長) 平成26年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について報告いたします。本日、お手元に配布の石狩市教育委員会会議(4月定例会資料)をご覧くださいと存じます。

この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づいて行われるものであります。

資料の1ページをご覧ください。今年度におきましては、平成25年度実施分の石狩市教育委員会の権限に属する事務の管理及び事務執行が対象となります。また、この点検・評価作業によって、教育プランの進捗状況の管理についても包含し、一体のものとして行うものとします。

「1 対象項目と点検・評価の方法」についてでございますが、表に記載のとおり、まず、①教育委員会の活動状況では、教育委員会会議の開催状況や審議事項の内容をひとつの項目として、また、教育委員会会議以外の活動状況として、各種関係機関への出席や意見交換、研修活動、学校訪問や視察などによる教育現場の実態把握、各種行事、事業への参加等のほか、この表記載の活動が対象となっております。②教育に関する事業については、教育プランの大項目ごとに該当する事業について点検・評価を行います。

このように、対象となる活動や事業について内部評価を行いまして、「2 石狩市教育委員会の外部評価委員会について」に記載のとおり、学識経験者の知見活用として、表に記載の3名の外部評価委員から意見をいただくこととしております。

資料2ページをご覧ください。「3 外部評価委員の意見等に対する施策等の方向について」は、外部評価委員からの意見等について事務局内部でヒアリングなどにより毎年度確認し、今後の施策等の方向性が明確かつ具体的なものは点検・評価報告書に記載することとしております。

最後に「4 事務スケジュール」についてでございますが、4月から6月にかけては、教育委員の会議や活動内容について事務局で取りまとめたものを委員の皆さまにご確認いただきまして、必要な修正等を行ってまいります。また、並行して、事務局各所管課において、所管する施策・事業などの点検作業を行います。7月には教育委員会議に中間報告を行い、ここで原案を提示することを想定しております。9月に外部評価委員会を開催、10月に教育委員会議で決定をいただき、12月には点検・評価結果について議会へ報告書を提出し、ホームページでの公表を予定しております。

以上で、報告を終わります。

（徳田委員長）只今、事務局から報告がありましたこの件について、ご質問等ありませんでしょうか。

（松尾委員）教育委員会の点検・評価については、まずは、事務局で取りまとめの作業をしていただくとのことでした。基本的な考え方として、この点検・評価を実施することの意味というものは、我々教育委員会の仕事について、点検をして評価をするという趣旨でございますので、その目的に必要な作業をしていくことになると思います。この点検・評価は、やろうと思えばどこまでもできるものでして、これを追求しすぎると、そのボリュームによっては、他の業務とのバランスを崩す恐れもあると思います。

端的に言うと、もう少しコンパクトにしても十分趣旨や目的を達成することができのではないかと思いますので、具体的な記載等については、今後ご検討いただくことにして、私としては、もう少し簡素化しても良いのではないかと思います。

（徳田委員長）他にご意見等ございませんでしょうか。

（門馬委員）松尾委員と同じ趣旨ですが、昨年度までの内容を見ますと、かなりボリュームがありまして、必ずしも量的に多ければ良いというものでもないと思いますので、石狩市と同じ規模の他都市で作成している報告書なども参考にしながら、もう少し簡素化しても良いのではないかという感想を持っています。点検・評価の筋さえ通っていれば良いので、あまり細々と細部まで評価する必要はないのではないかという気がしています。まとめ方については、事務局にお任せしたいと思います。

（徳田委員長）只今お二人の委員から、もう少し簡素化して、あまり過重な労力もかけないようにして作成してはどうかというご意見がありました。

山本委員におかれましては、今年が初めての点検・評価となりますが、何かご意見はございませんか。

（山本委員）昨年、私が委員に就任した際に、この点検・評価報告書をいただきました。『とても参考になるので、目を通しておくと良いですよ』と言われました

が、あまりの内容の多さに圧倒された記憶があります。これを作成するために、事務局も相当の労力を使っているのだろうと感じました。

私も皆さまがおっしゃるとおり、もう少し簡素化しても良いのではないかと思います。

（徳田委員長）委員の皆さまは、もう少し簡素化しても良いのではないかとのご意見ですが、事務局としてはいかがでしょうか。

（蛭谷課長）それぞれ、委員の皆さまから色々のご意見を頂戴したところでございます。

松尾委員からもご意見がありましたように、そもそも、この作業を行う目的は法律に基づいて行うものですので、その趣旨を達成することが大切であります。そのためには、活動内容をしっかり押さえて点検・評価する、そして、学識経験を有する方の知見を活用した上で公表するということが必要になります。

従来は、かなり詳細に表現してきたところでございますが、最終的には市民の方々にも公表いたしますので、より簡潔な表現にして、次のさらなる良い活動につながっていくような報告書にしていきたいと思いますと考えております。

（徳田委員長）他に事務局からご意見などございませんでしょうか。

（百井部長）点検・評価については、いま総務企画課長から申し上げたとおりですが、もうひとつの、市民の方にしっかりと教育委員会の考えや活動について理解していただくという部分については、既に委員の皆さまで教育情報をどのように市民の皆さまに伝えていくかという取り組みをご検討いただいておりますので、合わせて良い方向に向かうのではないかと考えているところです。以上です。

（徳田委員長）他にご意見などございませんでしょうか。

事務局におかれましては、これらのご意見を参考として、事務を進めていただければと思います。

（徳田委員長）それでは、報告①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、報告①を了解しました。

（徳田委員長）以上で、日程第4 報告事項を終了します。

（徳田委員長）日程第5 その他を議題といたします。事務局から説明があればお願いいたします。

（蛭谷課長）私から、その他の①「南線小学校体育館での事故について」 ご報告

いたします。

事故の概要についてでございますが、平成 26 年 2 月 18 日午後 5 時頃、同校屋内体育館において、学校開放を利用した野球少年団の小学校 4 年生男子児童が、練習中ベースに向かってスライディングを行ったところ、床板の破片が当該児童の太ももの裏に突き刺さったものであります。この事故によりまして、当該児童は、左足太ももの創傷及び擦り傷を負い、全治 1 週間の診断を受けたところでございます。この事故後、ただちに病院で治療を受けまして、破片を取り除くための切開手術を行い、同日、保護者と共に帰宅しております。この後、この児童は 1 週間ほど学校を休みまして、2 月 26 日から登校しております。

当該児童の保護者に対しましては、学校及び市教委において面談を行いまして、今回の事故について謝罪を行うとともに、治療に関する補償の対応について説明したところでございます。

また、施設に対する対応についてですが、事故当日において事故箇所にはコーンを設置し再発防止の応急策を講じ、翌日には教職員による緊急点検を行ったほか、2 月 21 日には業者による点検を行いまして、今回事故の発生した破損箇所の修理、また、今後の事故予防の観点から、気になる箇所も含めて全体の応急修繕を行ったところでございます。その後、4 月 21 日に屋内体育館アリーナ床全面に水性ウレタン塗装を行いまして、施設に関する必要な対策を講じたところであります。

その後、当該児童の症状については回復傾向にありますが、4 月 14 日に保護者に面会し状況を確認したところでは、まだ痛みが残ることから、もう少し様子を見ることとし、今月末または来月上旬に保護者に連絡を取りまして、状況を確認することとしております。

今後、今回の事故によります怪我の状況が確定いたしました場合においては、改めて教育委員会に本案件の報告、また、ご審議をお願いすることとしております。以上です。

（徳田委員長）只今事務局から説明のありました件について、ご質問などございませんでしょうか。

（門馬委員）今回は南線小学校体育館での事故ですが、同じような事故がほかの学校でも起こる可能性は考えられるのでしょうか。

（蛭谷課長）施設を抱えている以上、管理状況によっては、こういう事故のリスクが全く無いとは申し上げられません。そこで、事務局としては今回の事故を受けまして、ある程度年数が経過している学校については、担当職員が各校の確認を行っております。今後、現地調査の結果を踏まえまして、傷み具合の状況によっては、修繕または表面塗装などの必要性について判断をしてまいりたいと考えております、

いずれにいたしましても、子供の安全に関わる部分でございますので、必要な

対応を講じてまいりたいと考えております。以上です。

（徳田委員長）他にございませんか。他に質問等がないようですので、この件を了解ということでよろしいですか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、本件を了解いたしました。

引き続き、事務局から説明があればお願いいたします。

（蛭谷課長）その他の②「花川中学校体育館の窓ガラス破損について」ご報告いたします。

今月 16 日早朝、花川中学校のソフトボール部員が朝練習のため学校に登校したところ、2 年生の教室の窓ガラスが割られているのを発見いたしました。学校においては、直ちに教育委員会に報告すると同時に、警察に被害届を出したところでございます。

被害の状況でございますが、場所といたしましては、1 階の普通教室の窓ガラスが外側から割られておりまして、内窓、外窓の合計 2 枚が割られておりました。なお、現場を確認した結果、教室の中に石などの異物が発見されていないことから、何かで叩き割られた可能性があるということで、警察では器物損壊事件として捜査しているところでございます。

現在のところ、犯人に関する情報については事務局には寄せられておりません。

なお、この事件による怪我人は出ておりません。また、窓ガラス以外の被害も出ておりません。

この事件直後、同日午後の時点で窓ガラスの修繕を行っております。また、このクラスにつきましては、3 年生がこの日から修学旅行でしたので、その教室を代替えのスペースとして使用したことから、授業には支障がございませんでした。

今後こうした同様の事件に対応するため、事務局から各学校に対して、改めて防犯への注意、校舎等の管理についてお願いする旨の文書を発送したところであります。また、この事件現場は玄関の裏側となっており、夜間については非常に暗いことから、防犯ライトの設置等について検討しているところでございます。以上です。

（徳田委員長）只今事務局から説明のありました件について、ご質問などございませんでしょうか。質問等がないようですので、この件を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、本件を了解いたしました。

引き続き、事務局から説明があればお願いいたします。

(蛭谷課長) その他の③「花川南小学校の大規模改修について」 ご報告いたします。

今年度の予算において、花川南小学校の大規模改修を予定しているところでございます。改修工事といたしましては、建物の外装及び内装の改修を行う建築主体工事、電気暖房設備などの改修を行う電気設備工事、便所などの衛生設備や給湯設備の改修を行う機械設備工事の3つとなっております。これらの工事のうち、建築主体工事につきましては、予定価格が2億2,890万6,000円となっており、地方自治法及び市の条例の規定により、契約締結について議会の議決を要することとなります。今後、この建築主体工事につきましては、5月20日の入札を予定しており、工事請負契約の締結については、第2回市議会定例会に提案することを想定しているところでございます。 以上です。

(徳田委員長) 只今事務局から説明のありました件について、ご質問などございませんでしょうか。

質問等がないようですので、この件を了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、本件を了解いたしました。

引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

(板谷副館長) 今朝の北海道新聞をご覧になられた方はご存知かと思いますが、市民図書館の新たなサービスとしまして、明日からタブレット型端末の館内貸出サービスを始めます。インターネットの閲覧ができるというもので、費用は無料、台数は4台です。貸し出し時間は1時間以内としまして、他に利用者がいない場合は延長可能としております。

この新たなサービスの開始により、新たな利用者に来ていただければと思っております。以上です。

(徳田委員長) 只今事務局から説明のありました件について、ご質問などございませんでしょうか。

(門馬委員) このサービスは、市民から要望があったものなののでしょうか。それとも全国的に図書館はこうしたサービスをする傾向にあるのでしょうか。

(板谷副館長) 利用者から直接要望をいただいた訳ではないのですが、今回、システムを入れ替える際に、今後こういったサービスを行っていくことが時代の要請に合っているのではないかという議論がありました。また、市民図書館内はWi-Fi（ワイファイ）が使える環境になりましたので、こうしたインターネッ

トを使って検索するといったサービスが時代に合っているのではないかと考えているところです。

（門馬委員）図書館の機能は、どこまで広がるのかという思いがあります。今後は、こうしたITを活用した様々なサービスが更に大きくなることが考えられるのでしょうか。

（板谷副館長）今後、他の図書館のサービスなども検証しながら、どこまでが必要かということを含めて考えていくことになると思います。ただし、図書館では、これまでもパソコンでインターネットを使用できるサービス行っていましたので、今回はより使い易い方法に変更したというように考えています。

（松尾委員）このタブレット型端末は閲覧室で使用すると思いますが、例えば動画などのページを閲覧した際、音声が出ることがあると思いますが、そのあたりはどのような対応を考えておられますか。

（板谷副館長）使用時の音声などについては、貸し出しの際に気を付けていただくようにご説明いたします。また、これまでのパソコンのようにキーボードを叩く音がしませんので、その点では多少静かになるかと考えております。

（徳田委員長）他にご質問などございませんでしょうか。ご質問がなければ、この件を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、本件を了解いたしました。
教育委員の皆さまから何かございませんでしょうか。

（徳田委員長）以上で、日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回会議の開催日程

（徳田委員長）日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。

（徳田委員長）次回については、5月28日の木曜日、13時からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

（徳田委員長）以上をもちまして、公開案件は終了いたしました。非公開案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

暫時休憩いたします。再開は14:30といたします。

【休憩 14：20～14：30】

【非公開案件の審議等】
14 時 30 分～14 時 50 分

（徳田委員長）本日予定していた案件は全て終了いたしました。松尾委員からご報告がありますので、よろしくお願いいたします。

（松尾委員）教育委員の広報活動についてですが、その一部のホームページについて、各委員の皆さまにご協力をいただき、プロフィール・教育に関する考え方について、それぞれまとめていただきました。また、事務局においては更新作業も行っており、すでにホームページに反映されております。この場をお借りして、皆様にご感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。ありがとうございます。

閉会宣告

（徳田委員長）以上をもって、4 月定例会の案件は、全て終了いたしました。以上で、平成 26 年度教育委員会会議 4 月定例会を閉会いたします。

閉 会 15 時 50 分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第 1 号 石狩市奨学審議委員会委員の委嘱について

原案どおり可決した。（質疑等省略）

議案第 2 号 石狩市文化財保護審議会委員の委嘱について

原案どおり可決した。（質疑等省略）

議案第 3 号 石狩市民図書館協議会委員の委嘱について

原案どおり可決した。（質疑等省略）

議案第 4 号 教職員の処分の内申について

原案どおり可決した。（質疑等省略）

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 26 年 5 月 28 日

委員長 徳 田 昌 生

署名委員 山 本 由美子